

自転車の安全利用と事故時の責任

近年、国内での自転車利用は様々な広がりを見せています。健康増進を目的とした自転車通勤や趣味のサイクリング、都市部でのシェアサイクル、流通業(宅配)での自転車活用など利用方法は多様化しています。その一方で、「発生する事故も増加しており、特に【自転車対人】の事故が問題になっています。」
本レポートでは、自転車事故の発生状況や国の対策、関連する保険についてご紹介させていただきます。

◆自転車事故の発生状況と実態

2017年度の自転車による交通事故件数は9万407件で、交通事故全体に占める割合は19.1%ですが、統計に算入されていない軽微な事故を含めると、潜在的には相当な件数の事故が発生していると言われていています。その多くが「安全不確認」、「一時不停止」、「信号無視」が原因で歩行者と接触するという事故であり、歩行者との接触事故は結果的に自転車側に多くの過失責任が求められます。



◆自転車を取り巻くリスク

自転車は気軽に便利に利用できる反面、さまざまな危険が潜んでいます。自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、車などの財物を壊したりするケースもあります。

(1)自分がケガをした



(2)他人にケガをさせてしまった



(3)他人の財物を壊してしまった



<自転車での高額賠償事故例>

自転車による事故では、被害者になることもあれば加害者にもなることもあります。もし加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、下記のように賠償額が数千万円と高額になることもあります。



賠償額 (※)	事故の概要
9,521 万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)
9,266 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所 2008年6月5日判決)
6,779 万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂でスピードを落とさず走行し交差点に進入し、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所 2003年9月30日判決)

(※) 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額(概算)です。

◆自転車事故で問われる責任

道路交通法で自転車は、“歩行者”の扱いではなく“軽車両”とされており、事故を起こす自動車同様に加害者として「刑事上」、「民事上」はもとより、最近では「行政上」、と多くの責任を問われることとなります。

<自転車の安全利用促進に関する条例>

自転車保険の義務化は、2015年に兵庫県の条例で初めて定められ、現在(2019.4.1)までに全国88の自治体でさまざまな「自転車安全利用に関する条例」が制定されています。

県単位で保険を義務化しているのは、『**兵庫県、埼玉県、大阪府、京都府、滋賀県、鹿児島県**』と10月には新たに**神奈川県**も義務化となり、市単位では、「**仙台市、相模原市、金沢市**」などがそうです。その他の市町村でも「保険義務化」、「義務化はされていないが義務化に向けた動きがある」、「努力義務」としている自治体も多々あり、今後も増々増えていき、また条例の内容もより厳しくなると考えられています。

◆事故防止に向けて

現状の事故発生状況を踏まえて、警察庁・警視庁・各道府県警では次の五則を策定しています。

～自転車安全利用五則～

ルールを守り、無理な運転をしなければ事故を防ぐことができます！

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上「軽車両」です。自動車と同じ車両ですので、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

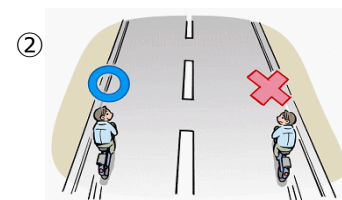
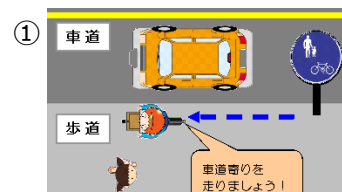
歩道ではすぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止が原則です。

④ 安全ルールを守る

- ☆飲酒運転はしない
- ☆二人乗りはしない
- ☆道路は並んで走らない
- ☆夜間は必ずライトを点灯する
- ☆信号を守る
- ☆一時停止と安全確認をしっかり行う

⑤ 子供はヘルメット着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児にヘルメットを着用させるようにしましょう！



(警視庁 HP より)

◆自転車使用に係わる損害保険のご案内

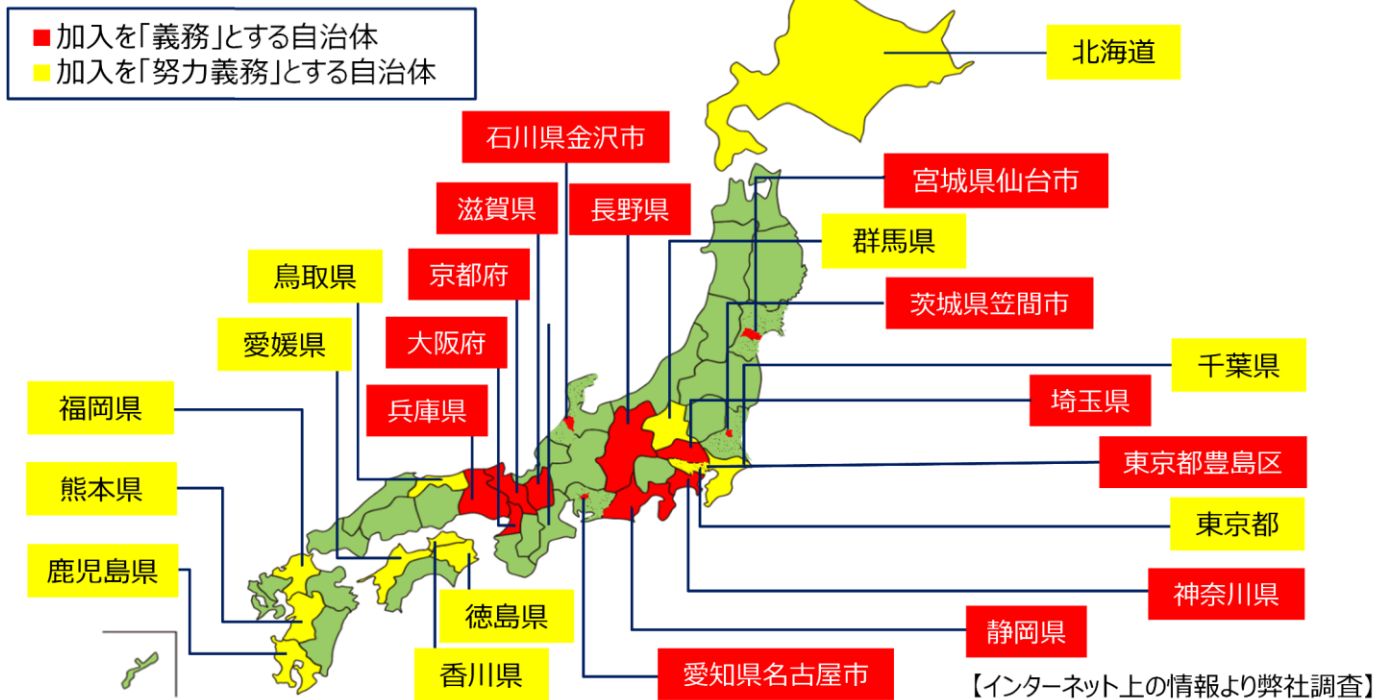
三菱商事グループの団体保険『**MC DASH**』は、約 10,000 名 (MC グループの社員・OB) という大変多くの方々にご加入頂いております。内容は、**国内外を問わず** 日常生活でのリスクを幅広く補償し、前頁(1)のご自身のおケガ(傷害補償)、(2)、(3)のご自身の行為による第三者への賠償責任を補償する保険(個人賠償責任補償)にセットでご加入頂くことが出来ます。

※ 補償内容につきましては、『**MC DASH**』パンフレットをご参照下さい

『**MC DASH**』のパンフレットのご請求・お問合せは下記フリーダイヤルまたはメールアドレスまでご連絡下さい。

【フリーダイヤル 0120-400-114】 (平日 9:30~17:30)
【メールアドレス kojcin@mcic.co.jp】

《2019年12月1日現在 自転車保険義務化地域》



	義務	努力義務		義務	努力義務
東京	豊島区 (2019/10/1施行) 足立区 (2020/1/1施行予定)	○ (2017/4/1施行 2020/4/1義務化 予定)	愛知	名古屋市 (2017/10/1施行)	
北海道		○ (2018年10月1日施行)	京都	○ (2018/4/1施行)	
宮城	仙台市 (2019/4/1施行)		滋賀	○ (2016/2/26施行)	
茨城	笠間市 (2019/10/1施行)		大阪	○ (2016/7/1施行)	
群馬		○ (2014/12/22施行)	兵庫	○ (2015/10/1施行)	
埼玉	○ (2018/4/1施行)		鳥取		○ (2016/4/1施行)
千葉		○ (2017/4/1施行)	香川		○ (2018/4/1施行)
神奈川	○ (2019/10/1施行)		愛媛		○ (2013/7/1施行)
長野	○ (2019/10/1施行)		徳島		○ (2016/4/1施行)
石川	金沢市 (2018/4/1施行)		福岡		○ (2017/10/1施行 義務化検討中)
静岡	○ (2019/10/1施行)		熊本		○ (2015/4/1施行)
			鹿児島		○ (2017/3/24施行)

《義務化地域で自転車保険に加入しなかった場合の罰則》

2019年12月現在、罰則規定を設けている自治体はなく、「義務化」と言っても加入しなくても罰せられるわけではありません。一方で、条例違反には違いないので、罰則の有無に関わらず加入することが必要であり、条例制定の背景や自転車保険の必要性を鑑みれば、最低限の補償でも加入が必要です。